

専用水道設置者の皆様

専用水道の布設工事設計の確認について

この度、確認申請のあった専用水道の布設工事設計については、水道法第5条の規定に基づく施設基準に適合するものであることを確認しました。

本確認通知後に水道施設の増設又は改造（水源の変更を含む）を行う場合は、工事に着手する前に改めて法第32条の規定による大阪府知事の確認を受ける必要があります。軽微な施設変更であっても、無断で工事を行わず管轄保健所に必ず事前に相談し、本条の適用について指示を受けてください。

なお、大阪府知事の確認を受けずに工事に着手した者は、法第54条7項に基づき、100万円以下の罰金を課せられることがありますので、御注意ください。

大阪府 健康医療部 環境衛生課
水道・生活排水グループ